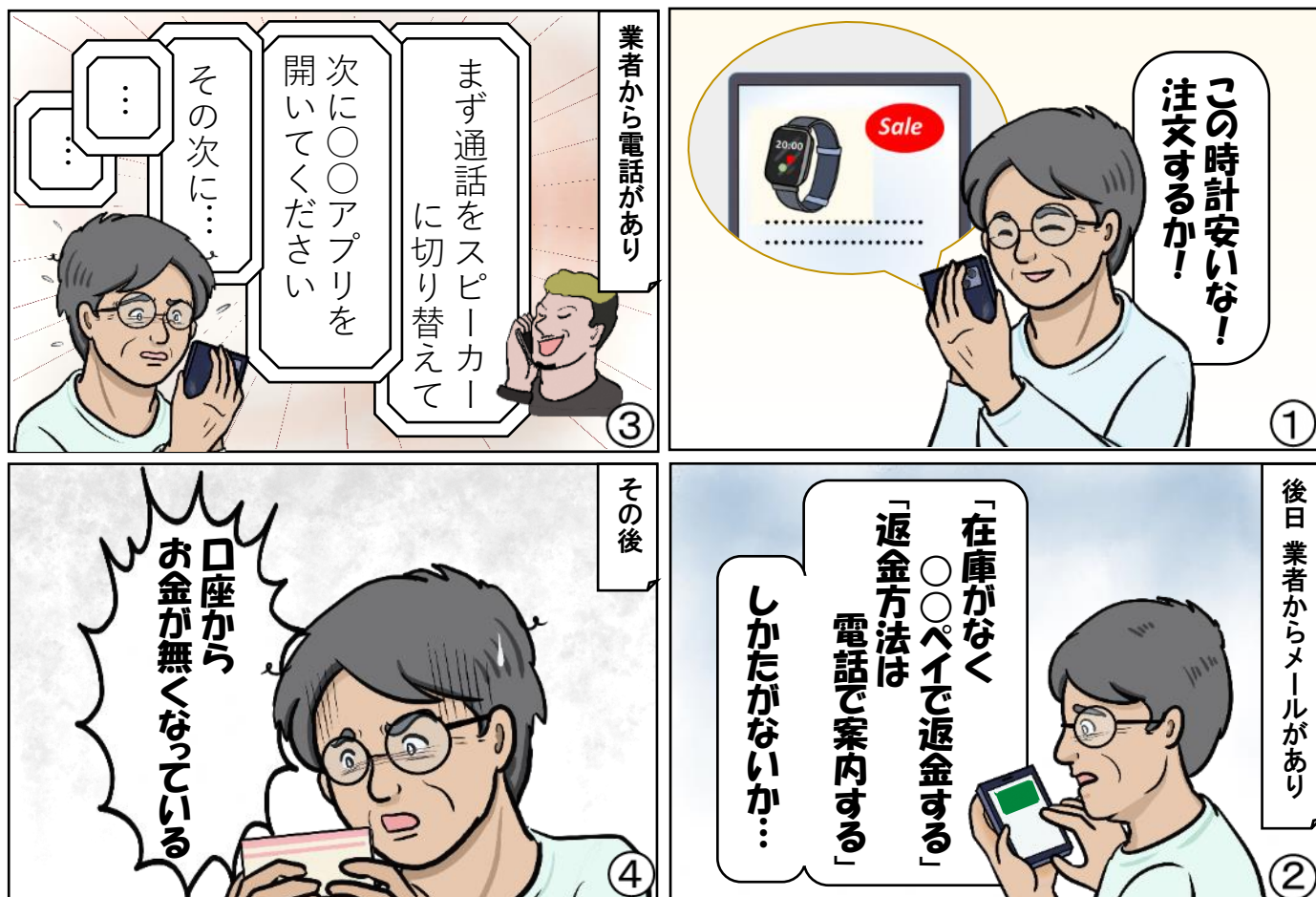


ホットな消費者見守りニュース

「返金」するふりをして「送金」させられる！？



ポイント

- インターネット通販で購入した商品が届かず、業者に言われるがまま「返金」手続を進めると、いつのまにか「送金」してしまっていたという、詐欺に関する相談が多数寄せられています。
- 業者から「キャッシュレス決済サービス(〇〇ペイ等)で返金する」と言われたら詐欺を疑ってください。
- 業者の指示に従ってスマートフォン等を操作することはせず、警察(☎ #9110) や消費生活センター等に相談しましょう。

■ 消費者ホットライン ☎ ^{いやや}188 でお近くの相談窓口につながります ■

和歌山県消費生活センター ☎ 073-433-1551
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

和歌山県消費生活センター紀南支所 ☎ 0739-24-0999
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内